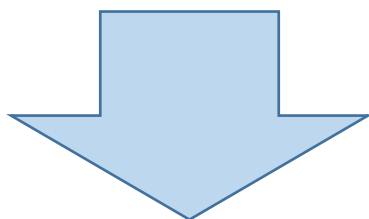


社員50名以上の事業者は、平成27年12月から労働安全衛生法によるストレスチェックの実施と高ストレス者の面接指導が義務化されました。
その対応でお困りの事業者の方へ

ストレスチェック実施義務による様々な問題を支援します

ストレスチェックの実施準備はお済みですか？

- ▶ ストレスチェックを何からはじめたらいいか分からない
- ▶ 自社に実施者がいなくてストレスチェックなんてできない
- ▶ 自社に実施者がいても同じ職場内で入力されたくない・したくない
- ▶ 産業医が、ストレスチェックまでやって貰えるか分からない
- ▶ 健診を依頼している業者でストレスチェックまでやって貰えるか分からない
- ▶ 自社で高ストレス者の相談の窓口等の対応ができない



精神科病院のメンタル・プロにお任せください

そんな不安を解消いたします！

細木ユニティ病院では

ストレスチェック実施の業務を代行いたします



社会医療法人仁生会細木ユニティ病院

こころの健康室 豊島 中嶋

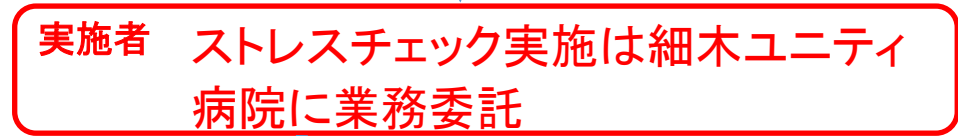
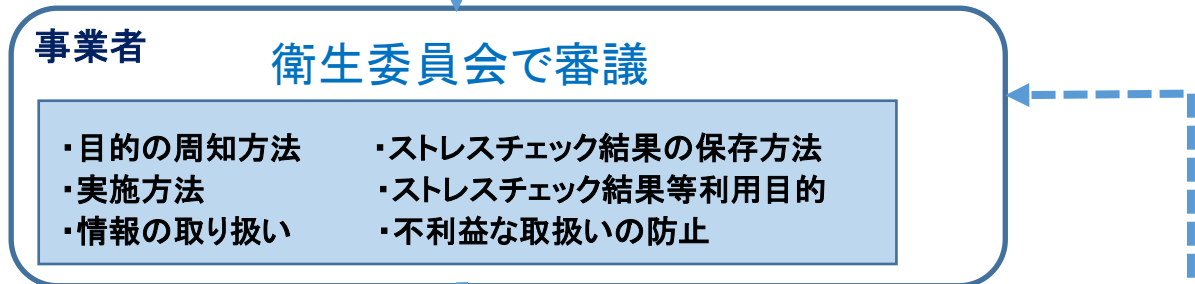
お問い合わせは

〒780-8535 高知市西町100番地

TEL 088-802-3366 Fax 088-825-0915

ストレスチェック実施フローチャート

実施前



実施後

